

空き缶等散乱防止条例 よくある質問

1 条例の目的

Q1 条例の目的は何ですか？

A この条例は、道民や企業、そして行政が協力して、空き缶等の散乱を防止し、美観保持や資源の循環的利用を行うことで快適な生活環境を確保することを目的としています（第1条）

2 喫煙の制限

Q2 第1条で「喫煙を制限」としてますが、どのように制限されるのですか？

A 喫煙の制限とは、公共の場所において、歩行中や吸い殻入れがないときなどに、喫煙しないよう努めるという努力義務であり、定められた喫煙場所などにおける喫煙までを制限しようというものではありません（第8条第2項）。

第1条 この条例は、道民、事業者、土地占有者等、市町村及び道が一体となって空き缶等の散乱を防止することにより、本道的美観の保持及び資源の循環的な利用を推進するとともに、公共の場所における喫煙を制限し、もって快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

第8条 何人も、みだりに空き缶等を捨ててはならない。

2 道民等は、歩行中であるとき、又は吸い殻入れが付近に設置されていない場合で吸い殻入れを携帯していないときは、公共の場所において、喫煙しないよう努めなければならない。

3 事業者の責務について

Q3 事業者は何をしなければならないのですか？

A 具体的には、空き缶等の散乱防止のために、関係事業者は行政の施策への協力、消費者への啓発の実施、回収容器の適正な維持管理などの責務を負っています（第4条）。取り組み例としては、イベントの際には、ごみの収集や持ち帰りの呼びかけを想定してます。また、全国清涼飲料工業会が制定した「自動販売機設置自主ガイドライン」の中で、自動販売機管理者や提供者が、使用済み回収ボックスの設置や管理等について遵守する基準などを定めています。

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる空き缶等の散乱の防止に努めるとともに、道又は市町村が実施する空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 容器入りの飲食料を製造し、又は販売する事業者は、空き容器の散乱の防止について、消費者に対する啓発を行うよう努めなければならない。

3 容器入りの飲食料を販売する事業者は、その販売する場所に空き容器を回収する容器を設置し、これを適正に維持管理するとともに、その設置する場所の周辺の清掃を行うよう努めなければならない。

4 たばこを製造し、又は販売する事業者は、たばこの吸い殻の散乱の防止について、消費者に対する啓発を行うよう努めなければならない。

5 旅行業、旅館業、旅客運送業、土産品販売業その他の観光に関する事業を行う者は、空き缶等の散乱の防止について、旅行者に対する啓発を行うよう努めなければならない。

4 チラシ等の配布について

Q4 チラシ等を配布する事業者は何をしなければならないのですか？

A 配布場所周辺でのチラシ等の回収の責務があります。この場合の「周辺」とは、配布者の目の届く範囲、一区画程度が想定されます（第5条）。

第5条 公共の場所において印刷物等を配布した者は、その配布した場所の周辺に散乱している当該印刷物等を回収するよう努めなければならない。

2 公共の場所において催しを行う者は、その催しに伴う空き缶等の散乱の防止に努めなければならない。

5 投棄の禁止について

Q5 「みだりに空き缶等を捨てる」とは何ですか？

A 「みだりに」とは、一般に「正当な理由なく」とか「故なく」という意味です。例えば、ごみ箱等以外に捨てる行為は、一般に「みだりに空き缶等を捨てる」ことに該当します（第8条）。

6 廃棄物処理法との関係について

Q6 廃棄物処理法との投棄禁止との関係はどうなりますか？

A 第8条投棄禁止は、廃棄物処理法第16条と類似した条文ですが、廃棄物処理法は、廃棄物の適正な処分、生活環境の保全の観点から、罰則が規定されていますが、本条例は、美観の保持と資源の循環的利用の促進の観点から、空き缶等の散在性のごみの投棄行為（ポイ捨て）を対象としています。

第8条 何人も、みだりに空き缶等を捨ててはならない。

2 道民等は、歩行中であるとき、又は吸い殻入れが付近に設置されていない場合で吸い殻入れを携帯していないときは、公共の場所において、喫煙しないよう努めなければならない。

7 環境美化促進地区指定について

Q7-1 市町村の申し出に基づき知事が指定する環境美化促進地区とは何ですか？

A 市町村の申出を踏まえ、空き缶等の散乱防止を特に促進すべき地区として指定するものです。地区指定に期限はなく、地区指定の解除は市町村の申出に基づくものとしています（第10条）。

Q7-2 複数の市町村（複数振興局も含む）が、環境美化促進地区の指定を受けようとする場合の手続はどのようになるのですか？

A 複数の市町村（振興局）にかかる場合も、各市町村長からそれぞれ指定の申出が必要です（第10条）。これまでに、室蘭市鳴り砂海岸（イタンキ浜）、芽室町東芽室、函館市西部地区が指定されています。

第10条 知事は、市町村長の申出に基づき、特に空き缶等の散乱を防止する必要があると認める地区を環境美化促進地区として指定することができる。

2 知事は、環境美化促進地区を指定したときは、その旨を公表しなければならない。

3 前2項の規定は、環境美化促進地区の区域の変更又は指定の解除について準用する。

4 第1項の申出には、環境美化促進地区に係る空き缶等の散乱の防止に関する計画（以下「環境美化促進計画」という。）を提出するものとする。

5 道は、市町村が環境美化促進計画を作成し、及びこれを実施しようとするときは、当該市町村に対して、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。